

石川県受精卵供給事業実施要領

第1条 事業の目的

本県の肉用牛生産基盤の強化と大家畜経営農家の安定的発展を図るため、受精卵移植技術を用いて優良肉用牛の効率的生産を図る。

第2条 事業の内容

畜産総合センター能登畜産センター（以下、当センターという。）で飼養する黒毛和種の優良な繁殖雌牛に社団法人家畜改良事業団が所有する種雄牛の精液で交配し、採取した受精卵は社団法人石川県畜産協会（以下「畜産協会」という。）を通じて畜産農家等に譲渡する。

第3条 譲渡対象者

受精卵を譲渡する対象者は、石川県内の畜産農家、獣医師または受精卵移植資格を有する人工授精師、またその者が所属する組織、団体等とする。

第4条 事業実施期間

毎年4月から翌年3月までとする。

第5条 譲渡個数

当センターが畜産協会に譲渡する受精卵は、年間概ね600個とする。

第6条 譲渡価格

当センターが畜産協会に譲渡する受精卵の価格は、平成18年4月1日より1個8,000円とする。

第7条 譲渡価格の設定根拠

譲渡価格の設定根拠は、採卵にかかる消耗品費、薬品費等の直接経費で算定する。

第8条 譲渡の仕組み

（1）畜産協会は毎月、譲渡対象者からの希望個数を取りまとめ、当センターに別紙様式1（譲渡申請書）を提出する。

（2）当センターはこの申請書を受け、当月における譲渡可能な個数を勘案し、畜産協会あて別紙様式2（譲渡通知書）により通知する。

（3）当センターが畜産協会に当月分の受精卵を一括譲渡し、畜産協会はこれを譲渡対象者に配布する。

第9条 報告書の提出

本事業の効果を高めるために受精卵を移植した移植技術者は、別紙様式3（受精卵移植実績報告書）および別紙様式4（ET産子追跡調査報告書）を当センターに必ず提出する。

第10条 県内留保

譲渡卵の移植に当たっては県内に飼養されている繁殖用雌牛への移植を厳守し、生産されたET産子については県内留保に努めることとする。なお、譲渡卵が県外へ流出したことが明らかになった場合は、該当する譲渡対象者へのその後の供給を停止することができるものとする。

第11条 その他

本事業にかかる不測の事態等が発生した場合は、当センターおよび畜産協会にて協議し、決定する。

附則

この要領は平成11年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月15日 一部改正

平成19年 1月 4日 一部改正